



しまねwebモニターを募集しています

島根県では、県政に対する県民の皆さんのご意見をお聴きするため、インターネットを使ってアンケートにお答えいただく「しまねwebモニター」を募集しています。

「応募は随時受け付けており、年間の回答回数に応じて記念品をお贈りしています。」

活動内容

年10回程度県政の課題などから選定したテーマについて、ホームページ上で実施するアンケートにパソコンから回答します。

応募資格

県内在住で満15歳以上、電子メールアドレスをお持ちでインターネット(携帯電話を除く)から日本語で回答できる方。

応募方法 島根県広聴広報課ホームページ「しまねwebモニター」から応募してください。

■お問い合わせ
島根県広聴広報課
電話0852・22・6501

ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/koho/webmoni/>

覚せい剤等薬物乱用防止!

薬物乱用が心身等に及ぼす影響とは?

薬物中毒になると、不安、被害妄想などの症状が表れ、妄想や幻覚によって交通事故や、殺人、放火等の重大犯罪を起こしてしまうことがあります。

危険ドラッグとは?

危険ドラッグは、「合法ハーブ」合法アロマ」などと称して販売されている非常に危険な薬物です!

医薬品医療機器等法に基づき指定される「指定薬物」は、平成26年4月1日から、その「所持」「使用」「購入」「譲受け」等が禁止され、違反した場合には罰則が科せられます。

薬物乱用をなくすために:

皆さんからの通報が薬物乱用の防止に結びついています。ささいな情報でも最寄りの駐在所または相談窓口までご連絡ください。

■相談窓口
覚せい剤相談電話
(島根県警察本部)
電話0852・27・4697

企業・事業所の皆様へ 労働保険の更新期限が近づいています

労働保険(労災保険・雇用保険)に入されている事業主の方は、年度更新の手続きを7月10日(金)までに行ってください。

労働保険の年度更新、所在地等の変更、多くの手続きで電子申請がご利用いただけます。

電子申請は、インターネットに接続されたパソコンを使って、24時間いつでも届出・申請が行えますので、ぜひご利用ください。

体験入学会を実施します

広島県立三次高等技術専門学校では、自動車整備・板金溶接・建築大工・介護の仕事が体験できる、体験入学会を開催します。(就職相談もを行います。)

日時/7月30日(木)9時~12時
場所/広島県立三次高等技術専門学校(三次市十日市南6丁目14-1)

対象者/中学校・高等学校の生徒及び一般求職者並びに進路指導担当
申込方法/参加申込書を提出
申込期間/7月6日(月)~7月17日(金)

■お問い合わせ
広島県立三次高等技術専門学校
電話0824・62・3439

ひきこもり家族教室を開催します

ひきこもりに関する知識や本人さんへの対応の工夫を学び、ご家族同士で語り合う「家族教室」を開催します。ご家族の不安や焦る気持ちを和らげることを目的とした場です。お気軽にご参加ください。

日時/8月21日(金)13時~16時
場所/雲南保健所
申し込み締め切り/8月7日(金)

■お問い合わせ・申込み
島根県立心と体の相談センター
相談判定課
電話0852・32・5905

司法書士無料法律相談を開催します

島根県司法書士会の司法書士が、遺産相続や遺言、不動産の売買、名義変更、お金の貸し借り、ローンの返済、悪徳商法、会社の登記、裁判、調停、成年後見等高齢者の財産管理など、様々な法律相談に応じます。松江・出雲会場は予約不要で、川本町会場は完全予約制(予約のない時は中止する場合があります。)となっております。

松江会場 島根県司法書士会館

日時/7月18日(土)13時~17時

出雲会場 今市コミュニティセンター

日時/7月18日(土)13時~17時

川本町会場(すこやかセンター)

日時/7月18日(土)13時~15時

■お問い合わせ
松江司法書士総合相談センター
電話0120・114・234
(受付時間:平日12時30分~15時30分)

献血にご協力ください

島根県赤十字血液センターの移動採血車による献血を行いますので、皆様のご協力をお願いします。

日時・場所
7月13日(月)

裁判所職員を募集しています

受験資格
平成27年4月1日時点で、高等学校卒業後2年以内の方及び平成28年3月までに高等学校を卒業する見込みの方(平成27年4月1日時点で、中学校卒業後2年以上5年未満の方も受験可能です)

申込受付期間

インターネット申込みの場合

7月14日(火)10時~7月23日(木)受信完了分まで

郵送の場合

7月14日(火)~7月17日(金)

消印有効

1次試験日

平成27年9月13日(日)

■お問い合わせ
松江地方裁判所事務局
総務課人事第一係
電話0852・26・1969

ホームページアドレス <http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>

学生納付特例を受けておられた方はご注意ください

学生期間が終わり保険料の納付(追納)をご希望される時は手続きが必要となります。

●学生納付特例期間については、10年以内(例えば、平成17年7月分は平成27年7月未まで)であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

●学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、平成27年度中に追納する場合の追納額(月額)は下記の表のとおりです。

保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申込みが必要ですので、役場各窓口で手続きを行って下さい。

■お問い合わせ
住民課町民生活担当
(来島支所)
電話76・2393

過去に学生納付特例の承認を受けた年度の保険料を平成27年度に追納する場合の額

年度	追納額	当時の保険料	追納加算額
平成21年度の月分	15,160円	14,660円	500円
平成22年度の月分	15,430円	15,100円	330円
平成23年度の月分	15,220円	15,020円	200円
平成24年度の月分	15,070円	14,980円	90円
平成25年度の月分	15,040円	15,040円	追納加算額はありません
平成26年度の月分	15,250円	15,250円	

●憩いの郷 衣掛
9時30分~12時
●島根県中山間地域研究センター
13時15分~14時30分
●来島保健センター
15時15分~17時
■お問い合わせ
保健福祉課 電話72・1770

AR動画の視聴方法



飯南町HP
QRコード

AR(拡張現実)動画を導入しています。詳しい視聴方法は、飯南町ホームページでご紹介しています。(今月号は5ページに対応写真があります)